

自然公園区域内における森林の施業について

〔昭和 34 年 8 月 12 日 国発第 468 号 国立公園部長照会〕
〔昭和 34 年 34 林野指第 6, 417 号 林野庁長官回答〕

第 1 国立公園及び国定公園

一 森林施業制限細目

1 一般事項

- (1) 国立公園及び国定公園区域内の森林の施業は、国有林野(公有林野等官行造林地を含む。以下同じ。)にあっては経営計画(公有林野等官行造林地施業計画を含む。以下同じ。)、民有林にあっては地域森林計画に基づき風致の維持を考慮して行わなければならない。
- (2) 経営計画又は地域森林計画を定める場合は、原則として国立公園及び国定公園の特別地域、普通地域別に施業方法を定めるものとする。

2 特別地域における制限

特別地域内における森林の施業に関する制限は、国立公園計画及び国定公園計画において定める第 1 種特別地域、第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域の区分(別紙)に従いそれぞれ次のとおりとする。

ただし、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域の区分の未決定の特別地域内の森林の施業に関する制限については、林野庁長官と国立公園部長が協議して定めるものとする。

(1) 第 1 種特別地域

- (イ) 第 1 種特別地域の森林は禁伐とする。
ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。
- (ロ) 単木択伐法は、次の規定により行う。
 - A 伐期令は、標準伐期令に見合う年令に 10 年以上を加えて決定する。
 - B 択伐率は、現在蓄積の 10%以内とする。

(2) 第 2 種特別地域

- (イ) 第 2 種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。
ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。
- (ロ) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。
- (ハ) 伐期令は標準伐期令に見合う年令以上とする。
- (ニ) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。
- (ホ) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、国立公園部長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。
- (ヘ) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。
- (ト) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。

A 一伐区の面積は二ヘクタール以内とする。

但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

B 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

(3) 第三種特別地域

(イ) 第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない(民有林にあつては、森林法第7条第4項第4号の規定に基づく普通林として取扱う)ものとする。

3 特別保護地区における制限

特別保護地区内の森林の施業に関する制限について、厚生大臣はそれぞれの地区につき農林大臣と協議して定めるものとする。

4 普通地域内における制限

風致の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。

二 特別地域内の森林の施業に関する手続

1 民有林

(1) 国立公園の特別地域(第3種特別地域を除く。)内の民有林の施業に関し、都道府県知事が地域森林計画を編成するに当つては、あらかじめ森林施業制限細目に基づく森林計画区ごとの特別地域の施業要件を定め、9月末日までに厚生大臣に提出してその承認を受けるものとする。

地域森林計画の変更により特別地域の施業要件を変更する場合には、その都度これを厚生大臣に提出してその承認を受けるものとする。

(2) 国定公園の特別地域(第3種特別地域を除く)内の民有林の施業に関し、都道府県知事が地域森林計画を編成するに当つては、森林施業制限細目に基づく森林計画区ごとの特別地域の施業要件を決定するものとする。

2 国有林野

(1) 国立公園の特別地域内の国有林野の施業に関し、経営計画を編成するに当つては、自然公園法第40条第1項の規定に基づき、林野庁長官はあらかじめ当該地域の経営計画編成方針につき厚生大臣に協議するものとする。経営計画編成方針を変更する場合も同様とする。ただし、すでに協議済の経営計画と著しい変更のない場合は厚生大臣に通知することをもつてこれにかえるものとする。

(2) 経営計画に基づく自動車道及び事業所の新設のうち、国立公園の第1種特別地域及び第2種特別地域について、厚生大臣が風致維持又は公園利用上特に必要があると認め前号の協議の際林野庁長官に要望したものについては、当該工事に着手するにあたり、林野庁長官はその実施計画につき当該要望事項を充分考慮するものとする。

(3) 国定公園の特別地域内の国有林野の施業に関し、経営計画を編成するに当つては、自然公園法第40条第1項の規定に基づき、営林局長はあらかじめ当該地域の経営計画編成方針につき都道府県知事に協議するものとする。経営計画編成方針を変更する場合も同様と

する。ただし、すでに協議済の経営計画と著しい変更のない場合は都道府県知事に通知をもつてこれにかえるものとする。

- (4) 経営計画に基づく自動車及び事業所の新設のうち、国定公園の第1種特別地域及び第2種特別地域について、都道府県知事が風致維持又は、公園利用上特に必要があると認め前号の協議の際営林局長に要望したものについては、当該工事に着手するにあたり営林局長は、その実施計画につき当該要望事項を充分考慮するものとする。
- (5) 前1号及び3号によって編成された経営計画に基づいて営林局署が行う行為については、厚生大臣又は都道府県知事に協議又は通知を要しないものとする。

第2 都道府県立自然公園.

都道府県立自然公園内の森林の施業については、国立公園及び国定公園の場合に準じて取扱うものとし、国有林野については、営林局長と都道府県知事が協議して定めるものとする。

(別紙)

特別地域は第1種、第2種、第3種に区分しその取扱は下による。

- (1) 第1種特別地域は、特別地域中で風致維持の必要のもつとも高いもので、特別保護地区について公園の核心的な景観の地域である。その取扱は極力現在の景観の保護を図ることとし、原則として公園計画で決定された施設のみが許容される地域である。ただし景観に及ぼす影響が極めて軽微な行為は場所によつては許容される。
- (2) 第2種特別地域は、風致維持の必要度の中位のものであつて、風致維持が効果的に行われるよう規制を図り、産業開発その他の行為については風致維持上必要ある場合は制限を加えることがある。ただし産業的利用との間につとめて調整をはかる。
- (3) 第3種特別地域は、特別地域中では風致維持の必要度が比較的少ない地域で、風致上の規則を行うにあつては、特に景観に重大な影響を及ぼすと思われる顕著な行為を規制し、通常の産業行為は原則として許可されるものである。

自然公園区域内における森林の施業について

〔 昭和 48 年 8 月 15 日 環自企第 516 号
林野庁指導部計画課長宛 環境庁自然保護局企画調整課長通知 〕

標記について、別添のとおり都道府県知事および国立公園管理事務所長（国立公園管理員を含む）に通知したので了知されるとともに、今後の取扱いについてよろしく御配意願いたい。

別添略

（別記）

自然公園特別地域内における森林の施業について（国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項）

- 1 国立公園第 2 種特別地域（予定地を含む）以上の区域内における伐採予定個所については、その位置（林班）、面積、および数量、主たる樹種を明示して行うこと。
ただし、第 2 種特別地域内における択伐予定個所については必要に応じの資料の提出を求める。
- 2 国立公園特別保護地区及び第 1 種特別地域内における林道の開設にあつては、事業実施の際に、その詳細図面に基づき、当該国立公園を管轄する国立公園管理事務所長、または国立公園管理員と十分連絡を行い実施すること。
- 3 地域施業計画樹立の際の一括協議における林道の開設に対し、環境庁長官からの回答の中で「事業実施に際し詳細図面に基づき協議されたい」旨の留意事項が付された場合は次のように行うこととする。
 - (1) 協議内容
 - ア 当該林道の開設に伴う捨土処理の方法、法面の緑化の方法ほか、とくに自然保護上配慮して行う事項のうち、必要と認められるものについて具体的に記載する。
 - イ 関係図面として、平面図、縦断図および横断図を添付する。
 - (2) 協議書の提出者
 - ア 原則として営林署長とする。但し営林局が実行するものについては営林局長とする。
 - (3) 協議回答者
 - ア 一括協議の回答に際し、環境庁長官が「当該国立公園管理事務所長あて協議されたい」との留意事項を付したものについては、当該国立公園管理事務所長とする。
 - イ その他の地域にあつては、環境庁長官とする。なお、国立公園管理員が駐在する地域にあつては、当該国立公園管理員を経由して行うものとする。
 - ウ 国立公園管理員を経由して環境庁長官あて協議する場合は、(1)ア及びイに掲げる内容について、あらかじめ国立公園管理員に対し十分な説明等を行い原則的に了解がなされたものについての環境庁長官あての協議書添付の関係図面は、捨土、法面緑化、附属工作物の位置及び方法等を記載した平面図のみで足りるものとする。

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

昭和 57 年 5 月 7 日 環自保第 138 号

改正 平成 7 年 4 月 25 日 環自国第 153 号

今般、テニスコートを国立公園事業の運動場事業として又は宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっての要領を別紙 1 の通り定めたので、今後はこれに基づいて国立公園事業者を適正に指導されたい。

なお、地域の利用特性又は自然環境の状況等から本取扱要領によることが著しく不相当と当職が認めた場合にはこの取扱要領によらないことができるものとする。

おって、この取扱要領の運用等については、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

第 1 運動場事業としての取扱について

テニスコートを運動場事業として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 テニスコートに係る土地の地形勾配が 10 パーセントを超えないものであること。
- 2 テニスコートの水平投影面積外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。
 - (1) 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供せられる道路の路肩 20 メートル
 - (2) (1) に掲げる道路以外の道路の路肩 5 メートル
 - (3) 敷地境界線 5 メートル
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコート建設による土砂の流出の恐れがないものであること。
- 6 テニスコートと同面以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるものであること。
- 7 テニスコートの周囲が当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びクラブハウス等の付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

第 2 宿泊事業の付帯施設としての取扱について

テニスコートを宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 当該宿舎事業が次に掲げる地域以外の地域であること。
 - (1) 特別保護地区又は第 1 種特別地域

(2) 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天然記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から(1)に掲げる地域に準ずる取扱が現になされ又はなされることが必要であると認められる地域

ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な地域

イ 野生動物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域

ウ 地形・地質が特異である地域または特異な自然現象が生じている地域

エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

(3) 風景鑑賞、自然探勝等の利用が中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不適当と認められる地域

2 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。

3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。

4 支障木の伐採が僅少であること。

5 テニスコートを建設するに当たって、敷地内において、緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。

(1) 集団施設地区の詳細計画又は地区ごとに定められた宿舎事業取扱要領において宿舎の建ぺい率が定められており、当該建ぺい率が20パーセント以下の地区にあつては、総施設面積(敷地内にある全ての工作物(テニスコートのほか、建築物、駐車場道路等を含む。)の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域の宿舎の場合は40パーセント以下、第3種特別地域内の宿舎の場合は60パーセント以下であること。

(2) (1)に掲げる地区以外の地区にあつては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地(テニスコートが宿舎と同一の敷地内に建設される場合は当該敷地面積を、また宿舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。)内に緑地として確保されるものであること。

6 テニスコートの面積は、宿泊収容力に見合ったものとし、宿泊収容力が100人以下の場合は、2面以下、100人を超え200人以下の場合は3面以下、200人を超え500人以下の場合は4面以下、500人を超える場合は6面以下であること。

7 テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に当該地域に生育する樹木等により積極的に修景される計画になっているものであること。

8 テニスコート及びその付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

別紙 2

取扱要領第1・6及び第2・5・(2)で「テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるもの」とされているが、当該地が国有地等のように当該事業について必要最小限の土地しか使用できない等の理由により本要件を適用させることが不相当であると認められた場合には、本要件を適用するには及ばないこと。ただし、この場合においても、テニスコートの周囲に十分緑地が残されるようにする等本要件の適用による場合と同様の効果が出るように指導すること。

国立公園のスキー場事業の取扱いについて

平成3年6月7日環自国315号
都道府県知事宛 あて環境庁自然保護局長通知

昭和54年4月1日付け環自計第250号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の一部改正については、平成3年6月7日付け環自国第314号で通知したところであるが、今後、国立公園における公園事業のスキー場事業(以下単に「事業」という。)の決定及び執行を行うに当たっては、自然環境の保全等を図るため、下記の事項に留意することとしたので了解されたい。

なお、本留意事項は、国立公園についても同様に取扱われたい。

記

1 環境影響調査

事業の内容及び熟度に応じて、自然環境の保全及び安全なスキー利用が図られるよう事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じること。

2 区域の選定

昭和54年4月1日付け環自計第250号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の第四・Ⅲ・2・(2)・オ・(ア)のaからdに掲げる事項に留意すること。ただし、既に事業の決定又は執行がなされているスキー場については、既に抵触している事項に限り風致景観上の支障等が生じない範囲内において、必要に応じてその適用を免ずることができること。

国立公園の公園計画作成要領

(ア) スキー場は、他の施設に比して大規模であることから公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力をもっているため、新設されるスキー場の計画を進めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- a 特別保護地区又は第1種特別地域外であること。
- b 地形、地質、希少動植物等に関する調査を行い、原則として次に挙げる地域に係るもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くこと。
 - (a) 野生植物の生育地又は野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域
 - (b) 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
 - (c) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (d) 高山植物群落、高標高の天然林、風衝地または湿原等の人為の影響を受けやすい地域
 - (e) 利用者の主要な眺望対象となっている地域
- c 積雪、風、気温等の気象条件がスキー場立地に適していると認められる地域であること。
- d 土地所有関係等が計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地域であること。
- e 雪崩等の災害が発生するおそれのない地域であること。

3 保存緑地

スキー場の新設(新たに敷地を求めて増設する場合を含む。)に際しては、保存緑地を、スキー場の四周及びコース、ゲレンデ等の施設間に相当の幅をもってとること。

また、各スキー場の事業区域に占める保存緑地の水平投影面積の割合(以下「保存緑地率」という。)は、70パーセント以上とすること。

なお、保存緑地率が70パーセントに満たない既設のスキー場については、少なくとも現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を70パーセント以上とすること。

4 施設の設置

ア 施設の規模は必要最小限とし、その意匠は周辺の環境に調和したものとすること。

イ 極力自然地形を活かして地形の改変を必要最小限とすること。なお、やむを得ず造成を行う場合は下層植生及び表土を保存活用するとともに、造成に伴い生じる裸地は緑化すること。

ウ 人工降雪機の設置は、異常気象による少雪対策及び危険防止上必要と認められる場合に限ること。

妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(区域の範囲)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 赤倉地区 新潟県妙高市内国有林上越森林管理署 29 林班の一部及び同市大字赤倉、大字田切及び大字田口の各一部
- 二 戸隠中社地区 長野県長野市大字戸隠字中社の全部
- 三 戸隠宝光社地区 長野県長野市大字戸隠字宝光社の一部

2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境省並びに新潟県庁及び長野県庁に備えて供覧する。

(赤倉地区に係る基準の特例)

第二条 赤倉地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第 11 条第 2 項、第 4 項又は第 6 項に規定する行為については、同条第 2 項中「避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差」とあるのは、「建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定する算定方法により算定した高さ」と読み替えて、第 2 項、第 4 項及び第 6 項の規定を適用する。

2 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 2 項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第 2 項中「13 メートル」とあるのは、「20 メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、第 1 項の規定によるほか、同項第 3 号中「13 メートル」とあるのは「20 メートル」と、同項第 6 号中「こと」とあるのは「こと。ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積に対する割合が 40 パーセント以下であるものについては、この限りでない」と、同項第九号中「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から 20 メートル以上、それ以外の道路」とあるのは「道路」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 5 項に規定する行為については、同項中「並びに前項第 1 号及び第 2 号」とあるのは「、前項第 1 号及び妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成 27 年 3 月環境省告示第 48 号）第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた前項第 2 号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 6 項に規定する行為（別荘の新築、改築及び増築を除く。）については、第 1 項の規定によるほか、同条第 6 項中「並びに第 4 項第 7 号及び第 9 号」とあるのは、「及び妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成 27 年 3 月環境省告示第 48 号）第 2 条第 3 項の規定により読み替えられた第 4 項第 9 号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 6 項に規定する行為（別荘の新築、改築又は増築に限る。）については、第 1 項の規定によるほか、同条第 6 項中「並びに第 4 項第 7 号及び第 9 号から第 11 号まで」とあるのは「 、第 4 項第 10 号及び第 11 号並びに妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成 27 年 3 月環境省告示第 48 号）第 2 条第 3 項の規定により読み替えられた第 4 項第 9 号」と、同項第 2 号中「割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第 2 号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「割合が 40 パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（戸隠中社地区に係る基準の特例）

第三条 戸隠中社地区内において行われる規則第 11 条第 2 項に規定する行為については、同項中「 、既存の建築物の高さ）を超えないもの」とあるのは、「既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては 15 メートルとする。）を超えないものであり、かつ、当該建築物が三階建以下のもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 戸隠中社地区内において行われる規則第 11 条第 6 項に規定する行為については、同項中「第 9 号から第 11 号まで」とあるのは「第 11 号」と、「次のとおり」とあるのは「当該建築物が三階建以下であり、かつ、その高さが 13 メートル（その高さが現に 13 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては 15 メートルとする。）を超えないものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（戸隠宝光社地区に係る基準の特例）

第四条 戸隠宝光社地区内において行われる規則第 11 条第 6 項に規定する行為については、同項中「第 9 号から第 11 号まで」とあるのは「第 11 号」と、「次のとおり」とあるのは「当該建築物が三階建以下であり、かつ、その高さが 13 メートル（その高さが現に 13 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては 15 メートルとする。）を超えないものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。

妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成27年3月27日 環境省告示第48号）
自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

赤倉地区

項	行為の種類	号	基準の内容									
第2項	工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について法17第3項、第18条第3項又は第18条の2第3項の規定（以下、「法第17条第3項等の規定」という。）による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下、この項、第4項及び第6項において同じ。）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する算出方法により計算した高さ（以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が 13 m <u>20 m</u> （その高さが現に 13 m <u>20 m</u> を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		ただし書	既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。 既存建築物の改築等 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築									
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
		第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。									
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。									
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
		第1号	保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。									
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10 m（その高さが現に10 mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが 13 m <u>20 m</u> （その高さが現に 13 m <u>20 m</u> を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。									
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。									
		第6号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積に対する割合が40パーセント以下であるものについては、この限りでない。									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合								
		第2種特別地域	20%以下	40%以下								
		第3種特別地域	20%以下	60%以下								
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。											
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。											
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20 m以上、それ以外の道路の路肩から5 m以上離れていること。											
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5 m以上離れていること。											
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。											
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 第2項ただし書に規定する行為 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。											
第5項	工作物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為について法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第20条第6項、第21条第6項若しくは第22条第6項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第1号 保存緑地において行われるものでないこと。 第4項第2号 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する算出方法により計算した高さ（以下この項、第4項及び第6項において同じ。））が10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存									
		第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。									
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。									
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。									
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
		第4項第1号	保存緑地において行われるものでないこと。									

	可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）			の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2000㎡以下であること。			
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。			
			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下			
	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下			
	第3種特別地域	20%以下	60%以下			
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。				
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの				
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築（別荘の新築、改築又は増築を除く。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。		
		第1号	当該建築物の高さが 13m 20m（その高さが現に 13m 20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。			
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。			
				地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合
				第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下
				第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
				第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
			第3種特別地域	20%以下	60%以下	
			ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築（別荘の新築、改築又は増築に限る。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。		
		第1号	当該建築物の高さが 13m 20m（その高さが現に 13m 20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。			
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、別荘にあつては、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりが40%以下であること。			

				<table border="1"> <tr> <td>地種区分と敷地面積の区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合																	
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下																	
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																	
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																	
第3種特別地域	20%以下	60%以下																	
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																	
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																	
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																

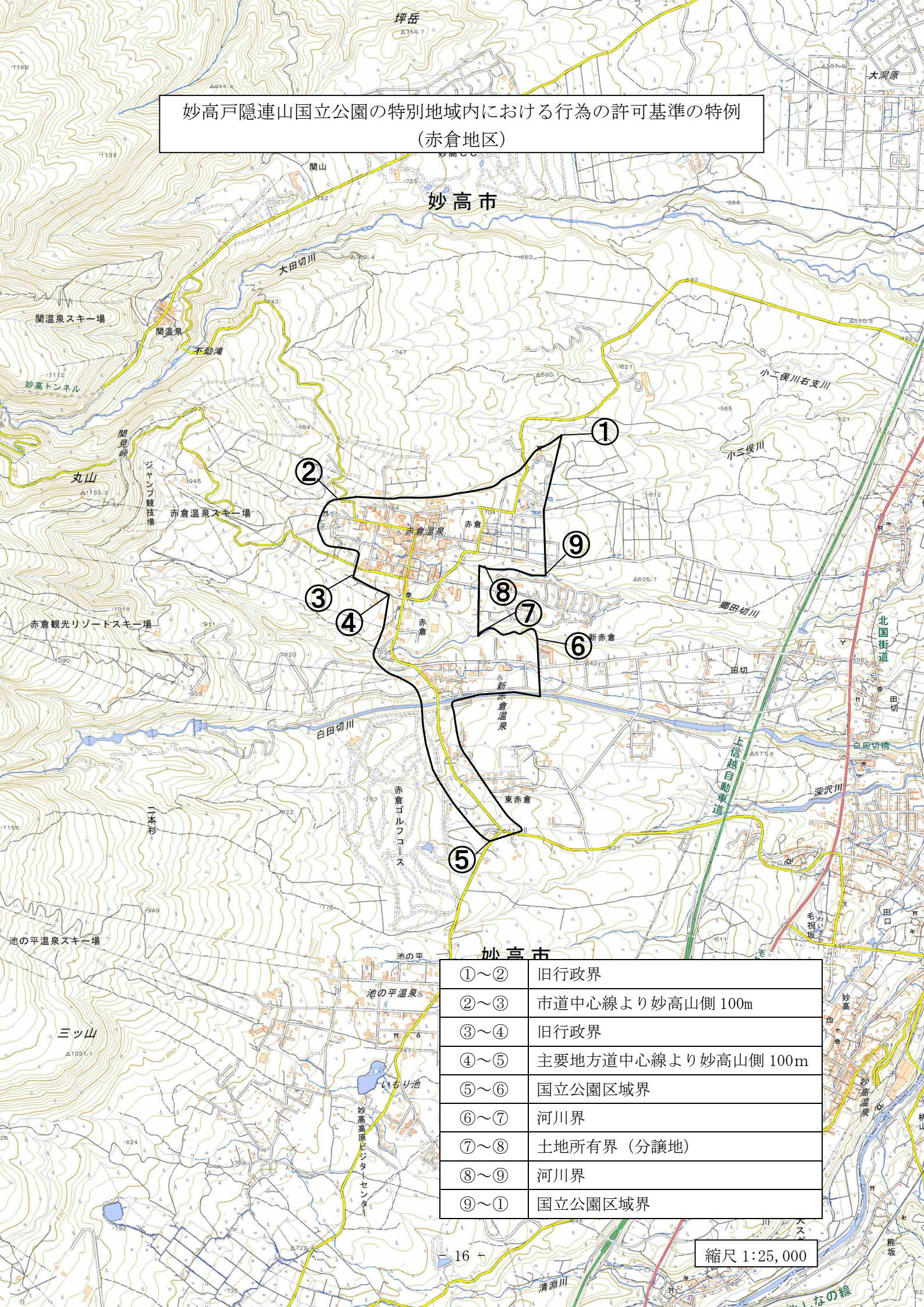
戸隠中社地区

項	行為の種類	号	基準の内容															
第2項	工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について法17第条第3項、第18条第3項又は第18条の2第3項の規定（以下、「法第17条第3項等の規定」という。）による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。														
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。														
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。														
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														
			当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下、この項、第4項及び第6項において同じ。）が13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さを超えないものとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては15メートルとする。）を超えないものであり、かつ、当該建築物が3階建以下のものであること。															
	ただし書	既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。																
		既存建築物の改築等	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築															
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。															
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。														
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。														
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。														
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。														
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。														
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。														
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。														
		第1号	当該建築物が3階建以下であり、かつ、その高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては15mとする。）を超えないものであること。															
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。															
			<table border="1"> <tr> <td>地種区分と敷地面積の区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																
第3種特別地域	20%以下	60%以下																
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。															

戸隠宝光社地区

項	行為の種類	号	基準の内容																	
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。																
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。																
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。																
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。																
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。																
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。																
		第1号	当該建築物が3階建以下であり、かつ、その高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあっては15mとする。）を超えないものであること。																	
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合																
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下																
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																		
第3種特別地域	20%以下	60%以下																		
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																			
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																		
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																		

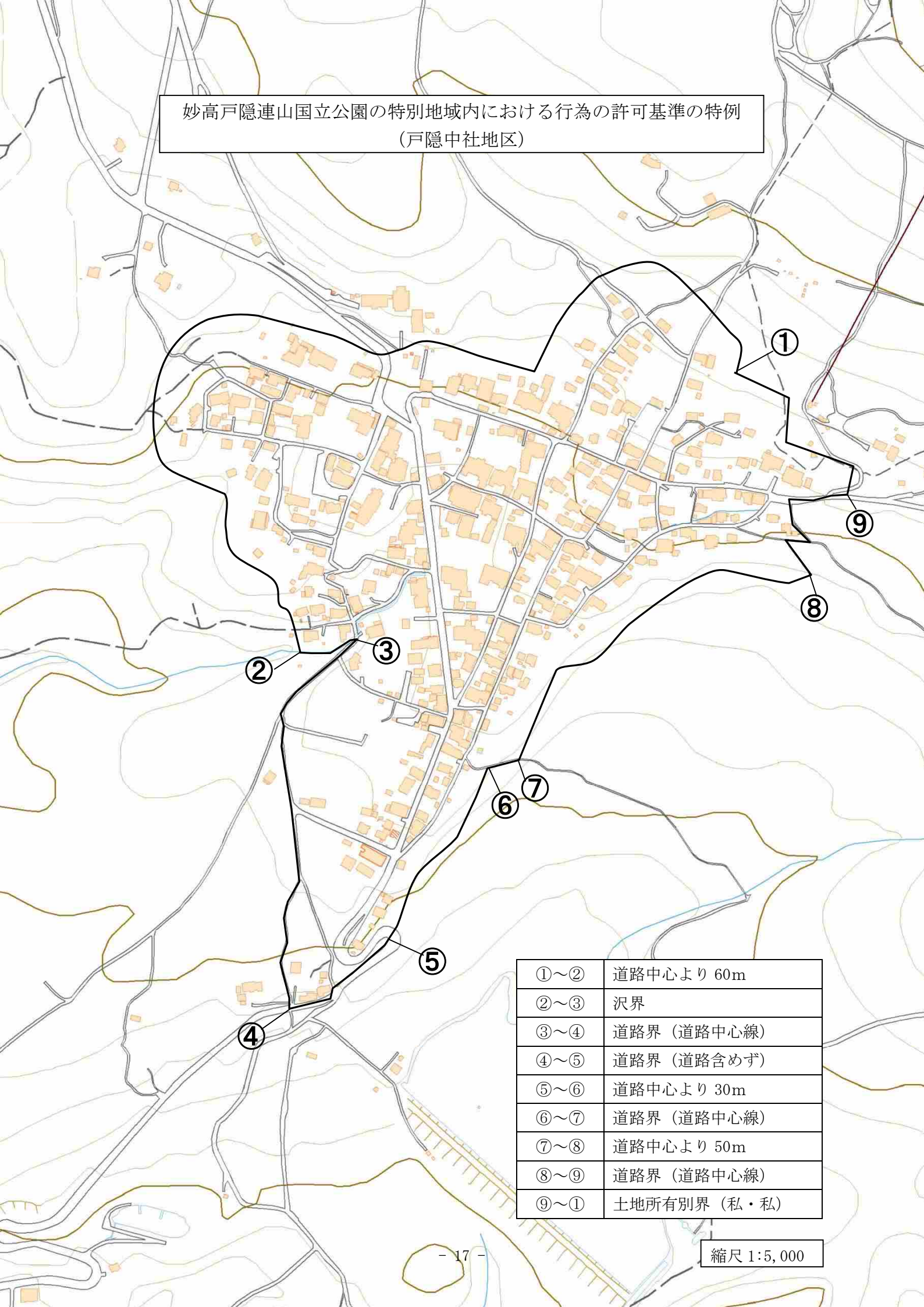
妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(赤倉地区)



①～②	旧行政界
②～③	市道中心線より妙高山側 100m
③～④	旧行政界
④～⑤	主要地方道中心線より妙高山側 100m
⑤～⑥	国立公園区域界
⑥～⑦	河川界
⑦～⑧	土地所有界 (分譲地)
⑧～⑨	河川界
⑨～①	国立公園区域界

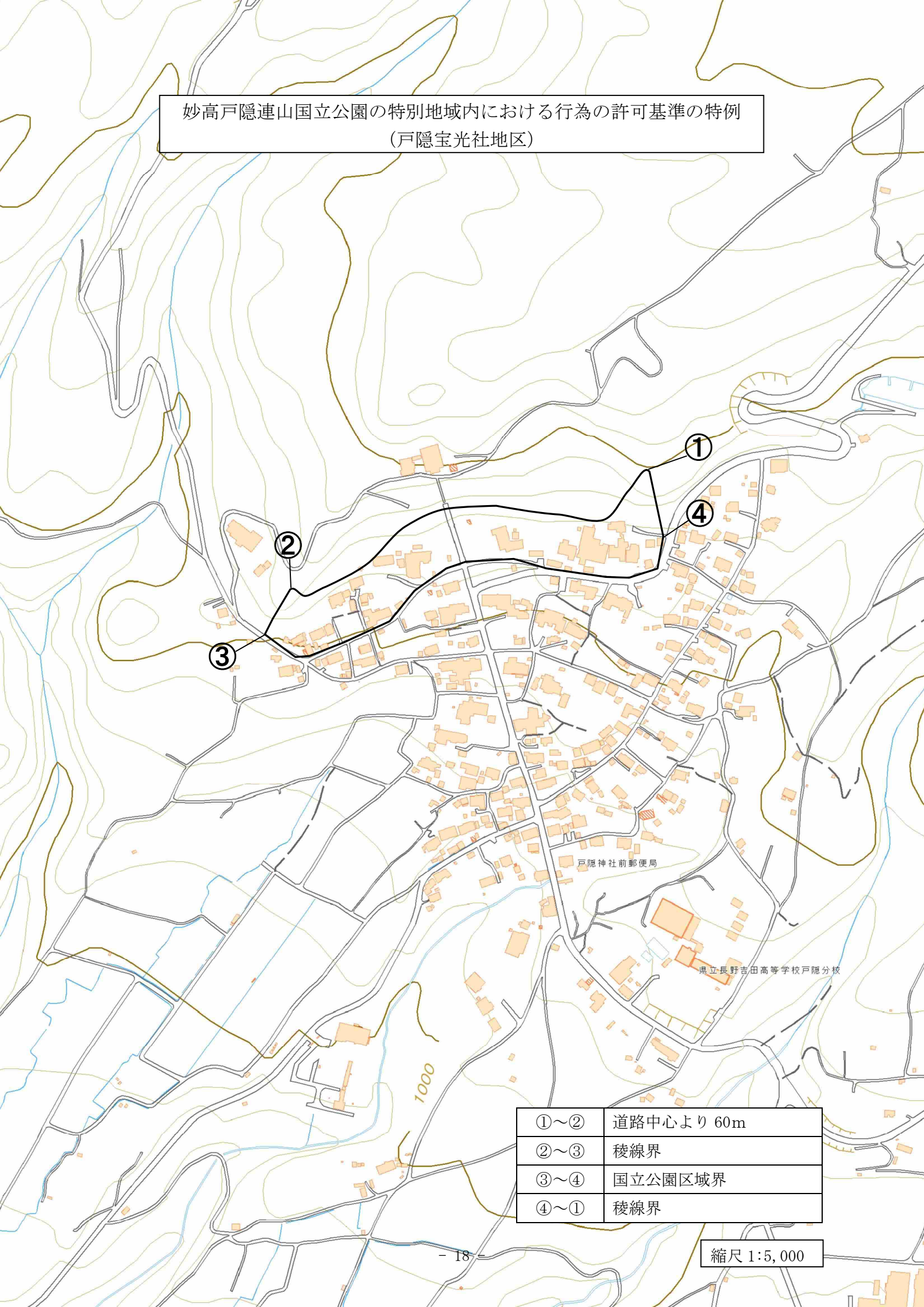
縮尺 1:25,000

妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(戸隠中社地区)



①～②	道路中心より 60m
②～③	沢界
③～④	道路界 (道路中心線)
④～⑤	道路界 (道路含めず)
⑤～⑥	道路中心より 30m
⑥～⑦	道路界 (道路中心線)
⑦～⑧	道路中心より 50m
⑧～⑨	道路界 (道路中心線)
⑨～①	土地所有別界 (私・私)

妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(戸隠宝光社地区)



①～②	道路中心より 60m
②～③	稜線界
③～④	国立公園区域界
④～①	稜線界

自然公園における法面緑化指針

平成 27 年 10 月
環境省自然環境局

1. 指針の位置づけ

1. 1 指針の目的

本指針は、自然公園法の目的の一つである「生物の多様性の確保に寄与すること」を前提として、自然公園内において、生態系、種、遺伝子の 3 つのレベルでの生物多様性の保全に配慮し、周辺の環境と調和した自然回復を最終目的とする法面・斜面の緑化を行うために定める。

1. 2 指針の適用範囲

本指針は、自然公園内において、公園事業の執行及び諸行為によって生ずる裸地並びに自然発生の荒廢地などの法面・斜面を対象とするすべての緑化に適用することを基本とする。

2. 法面緑化の目的

自然公園内における緑化の目的は以下の 3 つである。

- 1) 侵食防止、法面の安定・強化に資すること。
- 2) 自然生態系の維持・修復・保全に資すること。
- 3) 周辺の自然景観との調和に資すること。

3. 基本理念

自然公園内における緑化の基本理念は以下の 3 つである。

- 1) 自然の地域性、固有性を尊重する。
- 2) 対象地域の自然条件に適合した植物の導入を基本とする。
- 3) 自然回復の順序を尊重する。

4. 基本理念に基づく方針

4.1 前提条件

- 1) 開発工事に伴う自然の改変は最小限にとどめること。
- 2) 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3) 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ること。
- 4) 地域固有の生態系に配慮し、植物を導入する場合は原則として地域性系統の植物のみを使用すること。

4.2 緑化の計画

施工対象地域内およびその周辺の植生、対象法面の状態を踏まえ、法面の安定確保を前提として、緑化目標、緑化工法、施工後の管理等についての計画を策定すること。なお、緑化に植物材料を使用する場合には、原則として地域性系統の植物のみ使用を可とすることから、必要量の植物材料を確保するための準備工（種子・表土の採取、苗木の計画栽培）の計画を早期に策定すること。

4.3 最終緑化目標

施工対象地域の植生と同様・同質の植物群落（施工対象地域に自然分布する個体群のみからなる植物群落）を最終緑化目標として設定すること。

4.4 初期緑化目標

施工対象地域に自然分布する種、および在来の自然侵入種で形成され、外来植物が過度に繁茂することなく、最終緑化目標に向けた遷移が見込める植物群落を初期緑化目標として設定すること。

4.5 緑化の工法

- 1) 緑化基礎工は侵食防止効果の高い工法とすること。また、生育基盤材には地域の生態系に影響を与えない材料を使用すること。
- 2) 植生工は、地域性種苗を用いて緑化する「地域性種苗利用工」、法面周辺からの植物の自然侵入により植生回復を図る「自然侵入促進工」、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」を基本とすること。
- 3) 外来種の侵入を未然に防止するよう、配慮すること。

4.6 使用する地域性種苗

使用する地域性種苗は、施工対象地域内およびその周辺に生育する草本類・木本類の中から選択し、施工対象地域での活着が見込める種苗とすること。

4.7 施工後の管理

- 1) 初期緑化目標達成までの間には、生育基盤の侵食や損壊等の状況を点検するとともに、初期緑化目標とする群落形成に必要な植生管理（植生誘導管理）を行うこと。
- 2) 初期緑化目標達成後には、最終緑化目標に向けた植生の推移をモニタリングしながら状況に応じて必要な管理等（監視的管理）を行うこと。

（注）自然公園における法面緑化指針解説編については
<https://www.env.go.jp/press/101554.html> を参照

国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて

近年、山岳地の利用が多様化する中で、自然豊かな国立公園等をコースに設けるトレイルランニング大会が多数開催されているところである。

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）は、国立公園内の歩道を走ることを制限するものではないが、一方で、多人数で走行時間を競い合いながら狭い歩道を走行することとなるトレイルランニング大会等（以下「大会等」という。）は、不適切な内容で開催されることにより、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、大会等に参加する者以外の一般利用者の安全で快適な利用環境の確保の妨げとなることが懸念される場所である。

このため、国立公園内における大会等の取扱いについて、下記のとおり整理したので、適正な運用のもと、国立公園内の自然環境の保全及び公園利用者の快適な利用の確保が図られるよう御配慮願いたい。

記

第1 基本的な考え方

公園計画における歩道は、公園利用の基幹的な施設として、利用者層、自然条件等地域の特性に応じた徒歩利用を確保するものであり、トレイルランニング等走行による利用を想定しているものではない。

そのため、多数の走行者が参加する大会等は、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、徒歩利用者と走行利用者間における接触事故、静穏の阻害、混雑等公園利用者の安全で快適な利用の確保を妨げるおそれがあるため、慎重に対応することが必要である。

なお、本通知は国立公園内をコースとして開催されるトレイルランニング大会及びイベントを対象とし、個人によるランニングは含まないものとする。

第2 国立公園管理運営計画への記載について

本通知は、全国的見地からの大会等の取扱いを示すものであるが、指導に際しては、各国立公園の自然環境・利用実態等を踏まえた対応を行うべきであることから、国立公園管理運営計画区ごとに取扱いを定めることが適当で

あり、地方環境事務所等は「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月 7 日環自国発第 1407073 号）に基づいて定めている国立公園管理運営計画において、同作成要領第 4（4）「適正な公園利用の推進に関する事項」として、必要に応じ、大会等のコース・期間等に係る詳細な指導事項、大会等の取扱いに係る地方自治体との連携等について記載するものとする。

第 3 大会等の取扱い方針について

1 コース設定における基本的事項

- ① 特別保護地区においては、法第 21 条第 3 項の規定により「木竹を損傷すること」及び「木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること」等の行為が厳しく規制されているとおり、特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区であるため、これらの行為の発生が懸念される場合は、特別保護地区内を通過するコース設定は避けるよう指導すること。ただし、部分的に特別保護地区を通過する際に、競争性を生じさせない歩行区間の設定等により植生帯への踏み出し及び土壌の浸食を防止するための措置が適切に講じられる等自然環境等への影響が発生しないと考えられる場合は、地域の実情に応じて判断するものとする。
- ② 第 1 種特別地域においても、特別保護地区に準ずる風致を有し、現在の風致を極力保護することが必要な地域であることから、特別保護地区と同様に取り扱うものとする。

2 コース設定における配慮事項

- ① 走行に対して脆弱な区間（湿原や泥濘の多い湿潤な環境、高山植物群落等）が存在する場所をコースに含めないよう指導すること。
- ② 踏み荒らしによる歩道の複線化や拡幅が懸念される場所については、登山道外への踏み込み防止柵の設置等によりコースを外させない又は歩道からはみ出させない等の措置を講ずるよう指導すること。
- ③ すでに洗掘を受けている場所等については、コースに含めないこと。やむを得ず含める場合にあっては、マットの敷設により養生する等、歩道及び歩道周辺の植生への影響を生じさせない又は影響を軽減するための措置を講ずるよう指導すること。
- ④ 崩落や落石のおそれのあるガレ場や傾斜地に付けられた狭隘な登山道等をコースに含めないよう指導すること。

- ⑤ 管理運営計画等において保全対象として定められている重要な自然環境等については、特に影響が生じないように対応するよう指導すること。

3 大会等開催にあたっての配慮事項

- ① 利用者数の多いルート of 混雑期等については、一般利用者への影響が特に懸念されることから、原則として大会等を開催しないよう指導すること。
- ② 大会等の開催について、ウェブサイト、公共交通機関等の掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において、大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置及び一般利用者に留意してもらいたい事項等を掲出し、あらかじめ周知しておくよう指導すること。
- ③ 大会等の主催者、参加者及び応援者について、遵守すべきルール（（別紙）ルール等におけるチェックリストの例参照）を設定し、自然環境の保全並びに一般利用者の安全性及び快適性を確保するよう指導すること。

4 その他の配慮事項

- ① 野生動植物への影響を回避するための専門家、自然保護団体等の意見が聴取され、反映するよう指導すること。
- ② 歩道等管理者、土地所有者及び関係行政機関等との事前調整を十分に行うよう指導すること。

第4 大会等開催に伴うモニタリング等の実施について

- 1 地方環境事務所等は大会等の開催が自然環境等に与える影響について、必要に応じて、以下のとおりモニタリングするよう主催者への指導を行うものとする。

なお、毎年開催するなど当該コースに関するデータが一定程度集積されている場合は、調査規模の縮小又はモニタリングを行わない等の対応を検討したうえで、主催者への指導を行うものとする。

- ① モニタリングの実施にあたっては、大会等の計画立案時にコースの事前調査を行い、モニタリング対象となる地点や対応を要する地点を洗い出しておくこと。特に開催実績のないコースについては、詳細な調査を実施すること。
- ② あらかじめ設定したモニタリングする地点において、大会等の事前及び事後の様子を写真等に収めて、比較し、評価すること。

- 2 モニタリングの結果により改変が確認される場合は、主催者に対して、原状回復措置を行うよう指導すること。

第5 その他

- 1 看板等広告物の設置等や休憩所等工作物の新築等の要許可行為については、主催者に計画書類を提出させ、審査基準等に照らし合わせて適切に指導すること。
- 2 夜間走行を含む大会等については、本通知の趣旨が十分に配慮される計画となっていることを確認すること。
- 3 本通知や国立公園管理運営計画に記載されている事項について、主催者や関係者等に、その内容を説明し、可能な限り理解を促すよう努めること。
- 4 関係行政機関等との間で十分な連絡調整を図り、連携した対応を行うこと。

(別紙) ルール等におけるチェックリストの例

対象者	配慮分野	チェック内容
主催者	環境配慮	参加者数は地域の特性等を踏まえ、適正な上限人数を検討する
		参加者が密集して走ることとなるスタート付近については、林道、農道、スキー場等の自然環境への影響が少ないルートとする
		必要に応じ、適当な基数のトイレを適切な箇所に配置し、適切な管理（処理方法、撤去等）を行う
		開催地域外から植物が持ち込まれないよう、競技開始前には参加者及び応援者に靴底の洗浄をさせる
		必要に応じ、住宅街や希少野生動物の生息地を避けた応援ができる場所を設定する
		保全すべき重要な自然環境等にコース設定している場合は、必要に応じ監視員を配置する
	安全配慮	外的危険（落石、転落・滑落、波浪）が予見される場所（急傾斜地、岩礫地など）、脆弱な地盤、滑りやすい粘土地盤、破損のおそれのある木道等がある区間はコースとして選定しない
		競技途中で事故等の緊急事態があった場合、速やかに対応できる体制を整えておく
		参加者、応援者及び一般利用者等に対する案内や誘導表示は、混乱を招かないよう既存の標識類と区分し、分かりやすい位置、表示内容となるよう配慮する
		歩道等管理者、土地所有者立ち合い等により事前に歩道の安全点検等を行う
	その他	悪天候などにより、自然環境の保全上又は参加者の安全確保上の懸念が生じた場合は、速やかに中止等の判断ができるよう意思決定の体制を整えておく
		参加者、応援者に、大会運営上の自然環境及び安全への配慮事項を周知し、徹底させる
		大会実行関係者等は、腕章等により身分を明らかにしておく
参加者には、ゼッケン等身分を明らかにするものを着用させる		

		ウェブサイト、公共交通機関の運行に関連する掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置状況及び一般利用者に留意してもらいたい事項等を記載し、可能な限り大会開催の周知を行う
		大会の開催を周知するものについては、主催者の連絡先（問合せ先）を記載しておく
		主催者、参加者、施設設置者及び管理者の責任（事故発生時、他者への損害発生時）の範囲を明確化しておく
		事前調査を実施し、予め収集した大会の開催運営に必要な情報を基に、コース設定にあたる
		必要な許可等を大会開催1ヶ月前には済ませておく
		参加者、応援者を含む大会関係者に、トイレは所定の場所で済ませることを周知する
参加者	全般	登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること
		登山者等とすれ違ったり、追い抜いたりする場合は、丁寧な声掛けを行うこと
	環境配慮	設定されたコース以外は走行しないこと
		トイレはできるかぎり所定の場所で済ませること
		ゴミは持ち帰るか、所定の場所に捨てること
		ストックはキャップの付いた状態で使用し、使用を認められた区間のみでの使用とすること
	安全配慮	登山者等とすれ違う場合は、登山者等を優先させること
		集団走行、並列走行は行わないこと
		夜間に走行する場合は、反射板、ライト等を着用すること
	その他	ゼッケン等を身に付けておくこと
応援者	全般	主催者が設けたルールを遵守すること
	環境配慮	登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること
		歩道や園地など整備された場所以外に立ち入らないこと、特に自然植生のある場所に踏み込まないこと
		トイレは所定の場所で済ませること
		ゴミは原則として持ち帰ること

環自国発第1803191号
平成30年3月19日

各地方環境事務所長 殿
釧路、長野、那覇自然環境事務所長 殿

自然環境局国立公園課長
(公 印 省 略)

国立公園における通景伐採の取扱いについて

国立公園における展望施設、園地等展望を目的に含む施設（以下「展望施設等」という。）の周辺で展望の妨げとなっている木竹を伐採する行為（以下「通景伐採」という。）の取扱いについて整理したので、今後下記に留意して対応されたい。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として各都道府県担当部局長に通知している旨申し添える。

記

1. 国立公園事業である展望施設等（当該施設の敷地のうち、国立公園事業として執行される区域に限る。）内において必要最小限の範囲で通景伐採する行為（当該事業の執行者が行うものに限る。）については、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第20条第9項第1号又は第21条第8項第1号の「公園事業の執行として行う行為」に該当するため、法第20条第3項又は第21条第3項に基づく許可を要しない。また、法第10条第4項各号に掲げる事項に該当しないため、法第10条第6項に基づく公園事業の変更に係る協議又は認可の手続きも要しない。
2. 1に該当しない通景伐採については、法第20条第3項第2号又は第21条第3項第1号に基づき許可を要する行為となる。
この場合にも、当該通景伐採は、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条第15項第4号に定める許可基準（風致の維持のために行われるもの）に該当しうる。

なお、個別の行為が、1又は2に掲げる通景伐採に該当するか否かは、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向等を考慮した上で、適切に判断されたい。